

令和7年度 環境大気中のアスベスト（総繊維数）濃度測定結果

本市では、アスベストによる大気汚染状況を把握し、アスベスト飛散防止対策を推進するため、一般環境及びアスベスト除去作業現場（以下、「解体等工事現場」という。）での総繊維数濃度測定を実施しています。測定は、アスベストモニタリングマニュアル（環境省）に基づき実施し、総繊維数濃度が1本/Lを超過したものについては、アスベスト繊維数濃度を確定する同定検査を行います。

1 一般環境測定結果

（単位：本/L）

測定日	測定場所	中央測定局	南部測定局	北部測定局
令和7年6月2日、6月4日、6月5日		0.54	0.55	0.48
令和7年12月1日～12月3日		0.36	0.45	0.45

（総繊維数濃度検出下限値：0.056 本/L）

2 解体等工事現場測定結果

測定日	測定場所	総繊維数濃度	アスベスト繊維数濃度
		（本/L）	（本/L）
令和7年4月4日	清住町地内	0.056～0.17	—
令和7年6月20日	藪田南地内	0.42～0.45	—
令和7年7月16日	柳津町流通センター地内	0.56～0.68	—
令和7年7月18日	加納沓井町地内	0.22	—
令和7年8月18日	徹明通地内	0.17～0.19	—
令和7年9月11日	梅河町地内	0.11～0.17	—
令和7年11月20日	柳津町蓮池地内	0.36	—
令和7年12月1日	柳津町下佐波地内	0.17～0.36	—
令和8年2月2日	吉野町地内	0.11～0.17	—

（総繊維数濃度検出下限値：0.056 本/L）

3 基準について

大気汚染防止法では、一般環境及び解体等工事現場でのアスベスト濃度基準は定められておりません。
（参考：アスベスト発生施設の敷地境界基準は10本/L）

4 その他

大気汚染防止法に基づき提出された届出書類を審査し、除去作業実施前に立入調査し、作業基準が遵守されていることを確認しています。